

物品購入等の契約に係る指名競争入札実施要綱

平成 2 5 年 4 月 1 日 企財第 1 号

改正

平成 2 6 年 4 月 1 日

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

令和 6 年 3 月 2 8 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、別に定めがあるもののほか、物品購入等の契約に係る指名競争入札等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 物品購入等 山田町が発注する物品の製造の請負、買入れ及び借受け、役務の提供等をいう。

(2) 入札担当課長 財政課長をいう。

(3) 主管課等の長 当該物品購入等を所管する課等の長をいう。

(物品購入等執行伺の作成等)

第 3 主管課等の長は、物品購入等の契約を締結しようとするときは、当該物品購入等の執行に関する事項を記載した物品購入等執行伺（様式第 1 号）を作成するものとする。ただし、随意契約の方法により契約金額が少額なものに係る契約を締結しようとするときは、この限りでない。

2 主管課等の長は、物品購入等の契約を締結しようとする場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項に規定する物品購入等執行伺を入札担当課長に合議しなければならない。

(1) 指名競争入札の方法により物品購入等の契約を締結しようとする場合

(2) 随意契約の方法により予定価格が 1 3 0 万円を超える物品の製造の請負の契約を締結しようとする場合

(3) 随意契約の方法により予定価格が 8 0 万円を超える物品の買入れの契約を締結しようとする場合

(4) 随意契約の方法により予定価格が 4 0 万円を超える物品の借入れ

の契約を締結しようとする場合

(5) 随意契約の方法により予定価格が50万円を超える役務の提供の契約を締結しようとする場合

(指名競争入札参加者の指名基準)

第4 指名競争入札を行う場合の入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)の指名は、別に定める指名基準により行うものとする。

(指名競争入札の指名通知)

第5 主管課等の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより被指名者に通知するものとする。

(入札の執行に係る事務)

第6 指名競争入札の執行に係る事務は、主管課等の長が行うものとする。

2 主管課等の長は、入札執行の結果を入札調書(様式第2号)に記載しなければならない。

(入札の方法等)

第7 入札参加者は、第5の規定による通知により指定した日時、方法により入札書を提出しなければならない。

(入札の延期等)

第8 主管課等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取りやめることができる。

(1) 天災、地変等により入札執行が困難なとき。

(2) 入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(3) 競争入札の趣旨が失われると認められるとき。

(4) その他やむを得ない事情が生じたとき。

(落札決定)

第9 主管課等の長は、落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に告知をするものとする。

(指名停止等)

第10 町長は、入札参加者に対し、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱(平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。)に基づく指名停止の措置に準じた措置を行うことができる。

(契約の成立要件)

第11 契約は、落札者と決定された者と締結するものとする。ただし、当該物品購入等に係る契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（入札参加資格の再審査に係る認定を受けた場合を除く。）
- (2) 措置要綱に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けた場合

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。